

別冊4

点 検 結 果 作 成 要 領

令 和 7 年 7 月
大垣市総務部契約管財課

目 次

<u>点検報告作成要領</u>	<u>P1</u>
<u>(様式建1)点検結果報告書(建築物表紙)委託用</u>	<u>P2</u>
<u>(様式建2)点検結果報告書(建築物表紙)職員用</u>	<u>P3</u>
<u>(様式建3)建築物及び敷地に関する事項</u>	<u>P4</u>
<u>(様式建4)建築物点検概要</u>	<u>P5</u>
<u>(様式建5)建築物点検結果判定概要</u>	<u>P7</u>
<u>(様式建5)建築物点検結果シート</u>	<u>P8</u>
<u>(様式建6)コンクリート建築物点検表</u>	<u>P20</u>
<u>(様式設1)点検結果報告書(建築設備表紙)委託用</u>	<u>P21</u>
<u>(様式設2)点検結果報告書(建築設備表紙)職員用</u>	<u>P23</u>
<u>(様式設3)建築設備に関する事項</u>	<u>P24</u>
<u>(様式設4)建築設備点検概要</u>	<u>P26</u>
<u>(様式設5)建築設備点検結果判定概要</u>	<u>P29</u>
<u>(様式設5)建築設備点検結果シート(換気設備)</u>	<u>P30</u>
<u>(様式設5)建築設備点検結果シート(排煙設備)</u>	<u>P35</u>
<u>(様式設5)建築設備点検結果シート(非常用照明装置)</u>	<u>P44</u>
<u>(様式設5)建築設備点検結果シート(給排水設備)</u>	<u>P47</u>
<u>(様式防1)点検結果報告書(防火設備表紙)委託用</u>	<u>P50</u>
<u>(様式防2)点検結果報告書(防火設備表紙)職員用</u>	<u>P51</u>
<u>(様式防3)防火設備に関する事項</u>	<u>P52</u>
<u>(様式防4)防火設備点検概要</u>	<u>P53</u>
<u>(様式防5)防火設備点検結果判定概要</u>	<u>P54</u>
<u>(様式防5)防火設備点検結果シート(防火扉)</u>	<u>P55</u>
<u>(様式防5)防火設備点検結果シート(防火シャッター)</u>	<u>P57</u>
<u>(様式防5)防火設備点検結果シート(耐火クロススクリーン)</u>	<u>P60</u>
<u>(様式防5)防火設備点検結果シート(トレンチャー等)</u>	<u>P63</u>
<u>(様式共1)関係写真</u>	<u>P66</u>

点検結果の作成要領

※この結果報告書は、建築物ごとに作成してください。

1 次に掲げる事項を記載する。

- (1) 「(様式建1)、(様式設1)、(様式防1) 点検結果報告書 ※委託用」、
「(様式建2)、(様式設2)、(様式防2) 点検結果報告書 ※職員用」に
記載する事項
 - ① 点検を行った建築物の台帳番号、名称及び所在地
 - ② 施設管理者等の情報
 - ③ 点検を行った日
 - ④ 点検を行った者の氏名
 - ⑤ 点検を行った者の資格及び登録番号
- (2) 「(様式建3) 建築物及びその敷地に関する事項」、「(様式設3) 建築設備に関する事項」、「(様式防3) 防火設備に関する事項」に記載する事項
 - ① 建築物(建築設備、防火設備)の概要及び点検の実施状況等
- (3) 「(様式建4) 建築物の点検等の概要」、「(様式設4) 建築設備の点検等の概要」、「(様式防4) 防火設備の点検等の概要」に記載する事項
 - ① 点検結果に基づく結果概要

2 点検の結果を、別冊5 点検方法・判定基準に基づき判定し、「(様式建5)、(様式設5)、(様式防5) 点検結果シート」の各欄に記載する。

- (1) 判定欄に次の結果に基づき、「A」、「B」、「C」、「D」、「D+」、「Da」、「-」のいずれかを記入する。

A:特に措置を要しない
B:軽微な対応を要する又は引き続き観察を続ける
C:精密調査を要する
D:補修・改善等を要する
D+:Dの内でも特に施設の運営、利用者の安全に大きな影響があると判断されるもの
Da:既存不適格
-:該当なし

 - ① 「B」、「C」、「D」、「D+」、「Da」を記入した項目については、「補修・改善等を要する場所・内容等、指摘事項がある場所・内容等」欄にその状況等を詳しく記載する。
 - ② 他の点検記録等で確認した内容は、「補修・改善等を要する場所・内容等、指摘事項がある場所・内容等」欄にその旨を記載する。
 - ③ 「B」、「C」、「D」、「D+」、「Da」を記入した項目については、写真を撮影し「(様式共1) 関係写真」を作成する。また、「写真番号」欄に番号を記入する。
 - ④ 定期点検結果図(平面図等)には指摘事項等などの内容及びその箇所を記入する。

3 (様式建5)、(様式設5)、(様式防5) 点検結果シートの番号欄のマーク(■、□)について、次のとおり取り扱う。

- (1) ■マークのついた番号は、必須の点検対象項目とする。
- (2) □マークのついた番号は、任意の点検対象項目とする。ただし、委託物件については、発注仕様書に依る。

建築物定期点検結果報告書

台 帳 番 号		※管理番号	
施 設 所 在 地			
施 設 名 称			
建 物 名 称			

所有者（施設所管部署）			
施設管理者（指定管理者）			
点 検 年 月 日	令和	年	月 日

※備考

建築基準法第12条第2項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

所有者又は施設管理者

様

代表となる点検者

勤務先	
所在地	
氏 名	
資 格	
番 号	

建築物定期点検結果報告書

台 帳 番 号		※管理番号	
施 設 所 在 地			
施 設 名 称			
建 物 名 称			

所有者（施設所管部署）			
施設管理者（指定管理者）			
点 検 年 月 日	令和	年	月 日

※備考

建築基準法第12条第2項の規定により上記建築物について
点検した結果は次のとおりです。

この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

所有者又は施設管理者

様

代表となる点検者

氏 名	
資 格	
番 号	

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】

☐ 防火地域☐ 準防火地域☐ その他 (☐ 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】

☐ 鉄筋コンクリート造☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造☐ 鉄骨造☐ その他 (

【ロ. 階数】

地上

階

地下

階

【ハ. 敷地面積】

m²

【ニ. 建築面積】

m²

【ホ. 延べ面積】

m²

【3. 階別用途別床面積】

用途

床面積

【イ. 階層用途別】

(階)

()

(

m²)

(階)

()

(

m²)

(階)

()

(

m²)

(階)

()

(

m²)

(階)

()

(

m²)

(階)

()

(

m²)

(階)

()

(

m²)

(階)

()

(

m²)

(階)

()

(

m²)

(階)

()

(

m²)

【ロ. 用途別床面積の合計】

()

(

m²)

()

(

m²)

【4. 増築、改築、用途変更等の経過】

昭和・平成・令和

年

月

日

概要 (

)

昭和・平成・令和

年

月

日

概要 (

)

昭和・平成・令和

年

月

日

概要 (

)

昭和・平成・令和

年

月

日

概要 (

)

【5. 備考】

建築物の点検等の概要

1. 点検の状況	イ. 今回の点検	令和 年 月 日実施	
	ロ. 前回の点検の結果	☐ 実施(令和 年 月 日報告)	☐ 未実施
	ハ. 建築設備の点検の結果	☐ 実施(令和 年 月 日報告)	☐ 未実施
	ニ. 防火設備の点検の結果	☐ 実施(令和 年 月 日報告)	☐ 未実施
	ホ. 昇降機等の点検の結果	☐ 実施(令和 年 月 日報告)	☐ 未実施
2-1. 点検の状況 (敷地及び地盤)	イ. 指摘の内容	☐ A : 指摘なし ☐ B : 軽微な対応、経過観察 ☐ C : 要精密調査 ☐ D : 即補修、改善等を要する ☐ Da : 既存不適格	
	☐ 該当なし		
	ロ. 指摘の概要		
	ハ. 既存不適格事項 の指摘の概要		
	ニ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無	
2-2. 点検の状況 (建築物の外部)	イ. 指摘の内容	☐ A : 指摘なし ☐ B : 軽微な対応、経過観察 ☐ C : 要精密調査 ☐ D : 即補修、改善等を要する ☐ Da : 既存不適格	
	☐ 該当なし		
	ロ. 指摘の概要		
	ハ. 既存不適格事項 の指摘の概要		
	ニ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無	
2-3. 点検の状況 (屋上及び屋根)	イ. 指摘の内容	☐ A : 指摘なし ☐ B : 軽微な対応、経過観察 ☐ C : 要精密調査 ☐ D : 即補修、改善等を要する ☐ Da : 既存不適格	
	☐ 該当なし		
	ロ. 指摘の概要		
	ハ. 既存不適格事項 の指摘の概要		
	ニ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無	
2-4. 点検の状況 (建築物の内部)	イ. 指摘の内容	☐ A : 指摘なし ☐ B : 軽微な対応、経過観察 ☐ C : 要精密調査 ☐ D : 即補修、改善等を要する ☐ Da : 既存不適格	
	☐ 該当なし		
	ロ. 指摘の概要		
	ハ. 既存不適格事項 の指摘の概要		
	ニ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無	

建築物の点検等の概要

2-5. 点検の状況 (避難施設等)	イ. 指摘の内容	☐ A : 指摘なし ☐ B : 軽微な対応、経過観察 ☐ C : 要精密調査 ☐ D : 即補修、改善等を要する ☐ Da : 既存不適格
☐ 該当なし	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 既存不適格事項 の指摘の概要	
	ニ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
2-6. 点検の状況 (その他)	イ. 指摘の内容	☐ A : 指摘なし ☐ B : 軽微な対応、経過観察 ☐ C : 要精密調査 ☐ D : 即補修、改善等を要する ☐ Da : 既存不適格
☐ 該当なし	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 既存不適格事項 の指摘の概要	
	ニ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
3. 石綿を添加 した建築材料 の点検状況	イ. 該当建築材料の 有無	☐ 有 (飛散防止措置無) (該当する室) ☐ 有 (飛散防止措置有) () ☐ 無 ☐ 不明(令和 年 月に点検予定)
	ロ. 措置予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
4. 建築物等に 係る不具合等 の状況	イ. 不具合等	☐ 有 ☐ 無
	ロ. 不具合等の記録	☐ 有 ☐ 無
	ハ. 改善の状況	☐ 実施済 ☐ 改善予定(令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし
5. 備考		

点検結果判定概要

1. 指摘内容の 判定概要	D	D+	Dの内でも特に施設の運営、利用者の安全に大きな影響があると判断されるもの
		D	即補修、改善等を要すると判断されるもの
	C		要精密調査が必要。（目視できない隠蔽部や高所等）

D+ (建築物)

指摘の内容

☐ 建D+該当なし

D (建築物)

指摘の内容

☐ 建D該当なし

C (建築物)

指摘の内容

☐ 建C該当なし

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（建築物）

建築物定期点検結果シート

（様式建5）

番号	点検項目		点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
1	敷地及び地盤					
(1) ■	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。			
(2) ■	敷地	敷地内の排水の状況	目視等により確認する。			
(3) □	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第128条に規定する通路（以下「敷地内の通路」という。）	敷地内の通路の確保の状況	目視等により確認する。			
(4) □		有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。			
(5) □		敷地内の通路の支障物の状況	目視等により確認する。			
(6) □	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。			
(7) ■		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視等又は下げ振り等により確認する。			
(8) ■	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。			
(9) ■		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	目視等により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。			
2	建築物の外部					
(1) ■	基礎	基礎の沈下等の状況	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。			
(2) ■		基礎の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。			
(3) ■	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。			
(4) ■		土台の劣化及び損傷の状況	目視等及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。			

■ : 劣化・損傷事項（必須）

□ : 安全等事項（任意）

（建築物）

番号	点検項目	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(5) □	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する。		
(6) ■		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(7) ■		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(8) ■		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(9) ■		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(10) ■		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(11) ■	外壁	外装仕上げ材等 タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は目視等により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面打診等という。以下この項において同じ）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後10年を超え、最初実施する定期調査等にあっては、全面打診等により確認する。（3年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（建築物）

番号	点検項目		点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(12) ■	外壁	外装仕上げ材等	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(13) ■			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(14) ■			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(15) ■		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認し又は開閉により確認する。		
(16) ■			はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。		
(17) ■		外壁に緊結された空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(18) ■			支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視等又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。		
3	屋上及び屋根					
(1) ■	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(2) ■	屋上回り（屋上面を除く。）		パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。		
(3) ■			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。		
(4) ■			金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。		
(5) ■			排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。		
(6) □	屋根		屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。		
(7) ■			屋根の劣化及び損傷の状況	目視等又はテストハンマーによる打診等により確認する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（建築物）

番号	点検項目		点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(8) ■	(冷却塔設備、広 機器及び工作物)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。			
(9) ■		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。			
4	建築物の内部					
(1) □	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況	設計図書等により確認する。			
(2) □		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。			
(3) □		令第112条第18項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。			
(4) □		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。		
(5) ■		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(6) ■	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(7) ■		躯体等	組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(8) ■		躯体等	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(9) ■		躯体等	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(10) ■		躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（建築物）

番号	点検項目	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(11) □	（耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 （防火区画を構成する壁に限る。） 壁の室内に面する部分	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。		
(12) ■		部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(13) ■		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。		
(14) □		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。		
(15) □	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第12条第2項の規定に基づく点検以後に法第6条第1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。		
(16) ■	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上りの維持保全の状況	設計図書等により確認する。		
(17) ■	床 躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(18) ■		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(19) ■		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		

■ : 劣化・損傷事項（必須）

□ : 安全等事項（任意）

（建築物）

番号	点検項目	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(20) □	床 （耐火構造の床又は準耐火構造の床 防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。		
(21) ■		部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(22) □		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。		
(23) □	天井 井に令 の規第 室定1 内す2 にる8 面建条 す築の る物5 部の各 分天項	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。		
(24) ■		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	目視等又はテストハンマーによる打診等により確認する。		
(25) ■		特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(26) □	防火設備 (防火扉、 防火シャッター その他これらに 類するものに 限る。以下この 表において同じ 。)又は戸（令第 112条第19項第 二号に掲げる戸 に限る。以下こ の表において同 じ。）	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。		
(27) □		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。		
(28) □		防火扉又は戸の開放方向	目視等及び設計図書等により確認する。		
(29) ■		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（防火扉を除く。）又は戸（以下この表において「常閉防火設備等」という。）の本体及び枠の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（建築物）

番号	点検項目		点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(30) ■	防火設備 (防火扉、 防火シャッター 其 他これらに 類するもの に限る) 又 は戸（令第 112条第19 項第二号に 掲げる戸に 限る。）	各階の主要な常閉防 火設備等の閉鎖又は 作動の状況	各階の主要な常閉防 火設備等の閉鎖又は 作動を確認する。			
(31) ■		常閉防火設備等の閉 鎖又は作動の障害と なる物品の放置並び に照明器具及び懸垂 物等の状況	目視等により確認す る。			
(32) ■		常時閉鎖した状態に ある戸の固定の状況	目視等により確認す る。			
(33) ■	照明器具、 懸垂物等	照明器具、懸垂物等 の落下防止対策の状 況	目視等又は触診によ り確認する。			
(34) □	警報設備	警報設備の設置の状 況	目視等及び設計図書 等により確認する。 ただし、6月以内に 実施した消防法（昭 和23年法律第186 号）第17条の3の3の 規定に基づく点検 （以下「消防法に基 づく点検」とい う。）の記録がある 場合にあっては、当 該記録により確認す ることで足りる。			
(35) ■		警報設備の劣化及び 損傷の状況	目視等により確認す る。ただし、6月以 内に実施した消防法 に基づく点検の記録 がある場合にあって は、当該記録により 確認することで足り る。			
(36) □	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	リ 1 令 ン 第 和 ク ー 6 ラ 号 年 ー 又 国 設 土 備 交 通 省 告 示 第 2 8 号 ス ブ 第	スプリンクラー設備 の設置の状況	目視等及び設計図書 等により確認する。 ただし、6月以内に 実施した消防法に基 づく点検の記録があ る場合にあっては、 当該記録により確認 することで足りる。		
(37) ■		スプリンクラー設備 の劣化及び損傷の状 況	目視等により確認す る。ただし、6月以 内に実施した消防法 に基づく点検の記録 がある場合にあって は、当該記録により 確認することで足り る。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（建築物）

番号	点検項目		点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(38) □	居室の採光 及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。			
(39) ■		採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。			
(40) □		換気のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。			
(41) ■		換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する。			
(42) □	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。			
(43) ■		吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。			
(44) □		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	目視等により確認する。			
(45) ■		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。			
5 避難施設等						
(1) □	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する。			
(2) □	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。			
(3) ■		物品の放置の状況	目視等により確認する。			
(4) □	出入口	出入口の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。			
(5) ■		物品の放置の状況	目視等により確認する。			
(6) □	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視等により確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（建築物）

番号	点検項目	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(7) □	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。		
(8) ■		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。		
(9) ■		物品の放置の状況	目視等により確認する。		
(10) ■		避難器具の操作性の確保の状況	目視等及び作動により確認する。		
(11) □	階段	直通階段の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。		
(12) □		幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。		
(13) □		手すりの設置の状況	目視等により確認する。		
(14) ■		物品の放置の状況	目視等により確認する。		
(15) ■		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視等、触診及び設計図書等により確認する。		
(16) □	階段	屋内に設けられた避難階段 階段室の構造の状況	目視等及び設計図書等により確認する。		
(17) □	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。		
(18) ■		開放性の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（建築物）

番号	点検項目			点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(19) □	階段	特別避難階段	令第123条第3項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。			
(20) □			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。			
(21) ■			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視等及び作動により確認する。			
(22) ■			物品の放置の状況	目視等により確認する。			
(23) □	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。			
(24) ■			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。			
(25) ■		排煙設備	排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。			
(26) ■			排煙口の維持保全の状況	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。			
(27) □	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。			
(28) ■			非常用の進入口等の維持保全の状況	目視等により確認する。			
(29) □		非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（建築物）

番号	点検項目		点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(30) □	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。		
(31) ■			乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。		
(32) ■			物品の放置の状況	目視等により確認する。		
(33) □		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。		
6	その他					
(1) ■	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。		
(2) ■		取付部材等	膜張力及びケーブル張力の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。		
(3) ■		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	目視等により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。		
(4) ■			上部構造の可動の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（建築物）

番号	点検項目		点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(5) ■	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(6) ■	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(7) ■			付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(8) ■		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(9) ■			付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		

コンクリート建築物点検表

劣化項目・劣化現						剥落の危険性あり						剥落の危険性なし・小								
						コンクリートの劣化				仕上材の劣化		コンクリートの劣化								
						(1)ひび割れ			(2)浮き・剥落		(3)浮き・剥落		(4)ひび割れ					(5)表面の状態		
						1)鉄筋腐食			2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)
						主筋に沿う	帯筋・肋筋に沿う	壁筋・床筋に沿う	金物取合い部分	凍害・その他	モルタル	タイル	乾燥収縮	(砂利や砂石ででこぼこした状況)	ジョイント	コールド	不同沈下	凍結・その他	エフロレッセンス	ポツプアウト
部材	方位	対象	部材数																	
柱	1	東		階																
	2	南		階																
	3	西		階																
	4	北		階																
梁	1	東		階																
	2	南		階																
	3	西		階																
	4	北		階																
壁	1	東		階																
	2	南		階																
	3	西		階																
	4	北		階																
バルコニー 庇等	1	東		階																
	2	南		階																
	3	西		階																
	4	北		階																

※1 点検表は剥落危険性の有無により、5段階評価と3段階評価に区分し、どちらか該当するセルに点数を記入する。

※2 「剥落の危険性あり」列のセルの評価点及び「剥落の危険性なし・小」列の評価点は下記による。

◎「剥落の危険性あり」の場合

- 5：多数の部材に各々多くの劣化部分がある。
 4：小数の部材に多くの劣化部分がある。
 3：多数の部材に各々少しづつ劣化部分がある。
 2：小数の部材に少しの劣化部分がある。
 1：劣化部分がない。

注1 点検対象部材数は10程度が望ましい。
 注2 多数の部材とは30%以上の部材である。
 注3 多くのとは複数個所をいう。

◎「剥落の危険性なし・小」の場合

- 3：多数の部材に劣化部分がある。
 2：小数の部材に劣化部分がある。
 1：劣化部分がない。
 注4 多数の部材とは30%以上の部材である。

※3 該当しない（点検できなかった。見えなかった）セルは空欄とし、網掛けのセルは記入しない。

※4 タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）及びモルタル等については、別途2－（11）の点検項目により詳細に点検する。

【点検結果の判定】

実際に建築物を点検する場合には、構造安全性および剥落等の日常安全性について状況を勘案して判断することとし、「1」のみであれば、「A」、「2」が2つ以上あれば「B」、「3以上」が1つ以上あれば「D」とする。

出典：「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）（財）日本建築防災協会編集・発行

建 築 設 備 定 期 点 検 結 果 報 告 書

台 帳 番 号		※管理番号	
施 設 所 在 地			
施 設 名 称			
建 物 名 称			

所有者（施設所管部署）			
施設管理者（指定管理者）			
点 検 年 月 日	令和	年	月 日

※備考

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物の建築設備について
点検した結果は次のとおりです。

この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

所有者又は施設管理者

様

代表となる点検者

勤務先	
所在地	
氏 名	
資 格	
番 号	

建築設備定期点検結果報告書

台帳番号		※管理番号	
施設所在地			
施設名称			
建物名称			

所有者（施設所管部署）			
施設管理者（指定管理者）			
点検年月日	令和	年	月 日

※備考

上記建築物の建築設備について点検した結果は次のとおりです。

この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

所有者又は施設管理者

様

代表となる点検者

勤務先	
所在地	
氏名	

建築設備定期点検結果報告書

台帳番号		※管理番号	
施設所在地			
施設名称			
建物名称			

所有者（施設所管部署）			
施設管理者（指定管理者）			
点検年月日	令和	年	月 日

※備考

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物の建築設備について
点検した結果は次のとおりです。

この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

所有者又は施設管理者

様

代表となる点検者

氏名	
資格	
番号	

建築設備に関する事項

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】	地上	階	地下	階
【ロ. 建築面積】	m ²			
【ハ. 延べ面積】	m ²			
【ニ. 点検対象建築設備】	☐ 換気設備	☐ 排煙設備	☐ 非常用の照明装置	
	☐ 給水設備及び排水設備			

【2. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】	☐ 自然換気設備 (	系統	室)	
	☐ 機械換気設備 (	系統	室)	
	☐ 中央管理方式の空気調和設備 (	系統	室)	
	☐ その他 (	系統	室)	☐ 無
【ロ. 火気使用室】	☐ 自然換気設備 (	系統	室)	
	☐ 機械換気設備 (	系統	室)	
	☐ その他 (	系統	室)	☐ 無
【ハ. 居室等】	☐ 自然換気設備 (	系統	室)	
	☐ 機械換気設備 (	系統	室)	
	☐ 中央管理方式の空気調和設備 (	系統	室)	
	☐ その他 (	系統	室)	☐ 無

【3. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】				
☐ 区画避難安全検証法 (	) 階	☐ 階避難安全検証法 (	) 階	
☐ 全館避難安全検証法		☐ その他 (	)	☐ 無
【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】				
☐ 吸引式 (	区画)	☐ 給気式 (	区画)	☐ 加圧式 (
	区画)		区画)	☐ 無
【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ピット】				
☐ 吸引式 (	区画)	☐ 給気式 (	区画)	☐ 加圧式 (
	区画)		区画)	☐ 無
【ニ. 非常用エレベーターの乗降ピットの用に供する付室】				
☐ 吸引式 (	区画)	☐ 給気式 (	区画)	☐ 加圧式 (
	区画)		区画)	☐ 無
【ホ. 居室等】				
☐ 吸引式 (	区画)	☐ 給気式 (	区画)	☐ 無
【ヘ. 予備電源】				
☐ 蓄電池	☐ 自家発電装置	☐ 直結エンジン	☐ 無	

【4. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】	☐ 白熱灯 (	灯)	☐ 蛍光灯 (	灯)
	☐ LEDランプ (	灯)	☐ その他 (	灯)
				☐ 無
【ロ. 予備電源】	☐ 蓄電池 (内臓形) (居室	灯、廊下	灯、階段	灯)
	☐ 蓄電池 (別置形) (居室	灯、廊下	灯、階段	灯)
	☐ 自家発電装置 (居室	灯、廊下	灯、階段	灯)
	☐ 蓄電池 (別置形)・自家発電装置併用 (居室	灯、廊下	灯、階段	灯)
	☐ 無			

建築設備に関する事項

【5. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】

☐ 給水タンク(基 m³) ☐ 貯水タンク(基 m³)
☐ その他() ☐ 無

【ロ. 排水設備】

☐ 排水槽 (☐ 汚水槽 ☐ 雑排水槽 ☐ 合併槽 ☐ 雨水槽・湧水槽)
☐ 排水再利用配管設備 ☐ その他() ☐ 無

【ハ. 圧力タンクの有無】

☐ 有 ☐ 無

【ニ. 給湯方式】

☐ 局所式 ☐ 中央式 ☐ 無

【ホ. 湯沸器】

☐ 開放式燃焼器 ☐ 半密閉式燃焼器 ☐ 密閉式燃焼器
☐ その他() ☐ 無

【6. 備考】

建築設備の点検等の概要

1. 建築物の概要	イ. 階数	地上 階 地下 階
	ロ. 建築面積	m ²
	ハ. 延べ面積	m ²
	ニ. 点検対象建築設備	☐ 換気設備 ☐ 排煙設備 ☐ 非常用の照明装置 ☐ 給水設備及び排水設備
2. 点検日等	イ. 今回の点検	令和 年 月 日実施
	ロ. 前回の点検	☐ 実施(令和 年 月 日点検) ☐ 未実施
	ハ. 前回の点検に関する書類	☐ 有 ☐ 無
3. 換気設備の概要 ☐ 該当なし	イ. 無窓居室	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室) ☐ 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室) ☐ その他 (系統 室) ☐ 無
	ロ. 火気使用室	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室) ☐ その他 (系統 室) ☐ 無
	ハ. 居室等	☐ 自然換気設備 (系統 室) ☐ 機械換気設備 (系統 室) ☐ 中央管理方式の空気調和設備 (系統 室) ☐ その他 (系統 室) ☐ 無
	ニ. 防火ダンパーの有無	☐ 有 ☐ 無
4. 換気設備点検の状況 ☐ 該当なし	イ. 指摘の内容	☐ A : 指摘なし ☐ B : 軽微な対応、経過観察 ☐ C : 要精密調査 ☐ D : 即補修、改善等を要する ☐ Da : 既存不適格
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 既存不適格事項の指摘の概要	
	ニ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
5. 換気設備の不具合の発生状況 ☐ 該当なし	イ. 不具合	☐ 有 ☐ 無
	ロ. 不具合記録	☐ 有 ☐ 無
	ハ. 改善の状況	☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし

建築設備の点検等の概要

6. 排煙設備 の概要 ☐ 該当なし	イ. 避難安全検証法等の適用	☐ 区画避難安全検証法 () 階) ☐ 階避難安全検証法 () 階) ☐ 全館避難安全検証法 ☐ その他() ☐ 無
	ロ. 特別避難階段の階段室又は付室	☐ 吸引式() 区画) ☐ 給気式() 区画) ☐ 加圧式() 区画) ☐ 無
	ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー	☐ 吸引式() 区画) ☐ 給気式() 区画) ☐ 加圧式() 区画) ☐ 無
	ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室	☐ 吸引式() 区画) ☐ 給気式() 区画) ☐ 加圧式() 区画) ☐ 無
	ホ. 居室等	☐ 吸引式() 区画) ☐ 給気式() 区画) ☐ 無
	ヘ. 予備電源	☐ 蓄電池 ☐ 自家用発電装置 ☐ 直結エンジン ☐ 無
7. 排煙設備 点検の状況 ☐ 該当なし	イ. 指摘の内容	☐ A : 指摘なし ☐ B : 軽微な対応、経過観察 ☐ C : 要精密調査 ☐ D : 即補修、改善等を要する ☐ Da : 既存不適格
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 既存不適格事項の指摘の概要	
	ニ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無
8. 排煙設備の不具合の発生状況 ☐ 該当なし	イ. 不具合	☐ 有 ☐ 無
	ロ. 不具合記録	☐ 有 ☐ 無
	ハ. 改善の状況	☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし
9. 非常用の照明装置の概要 ☐ 該当なし	イ. 照明器具	☐ 白熱灯() 灯) ☐ 蛍光灯() 灯) ☐ LEDランプ() 灯) ☐ その他() 灯) ☐ 無
	ロ. 予備電源	☐ 蓄電池(内臓形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) ☐ 蓄電池(別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) ☐ 自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) ☐ 蓄電池(別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) 自家用発電装置併用 ☐ 無
10. 非常用の照明装置の点検の状況 ☐ 該当なし	イ. 指摘の内容	☐ A : 指摘なし ☐ B : 軽微な対応、経過観察 ☐ C : 要精密調査 ☐ D : 即補修、改善等を要する ☐ Da : 既存不適格
	ロ. 指摘の概要	
	ハ. 既存不適格事項の指摘の概要	
	ニ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無

建築設備の点検等の概要

11. 非常用の 照明装置の不具 合の発生状況 ☐ 該当なし	イ. 不具合	☐ 有 ☐ 無
	ロ. 不具合記録	☐ 有 ☐ 無
	ハ. 改善の状況	☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし
12. 給水設備 及び排水設備 の概要 ☐ 該当なし	イ. 飲料水の配管設備	☐ 給水タンク (基 m ²) ☐ 貯水タンク (基 m ²) ☐ その他 ()
	ロ. 排水設備	☐ 排水槽 [☐ 汚水槽 ☐ 雑排水槽 ☐ 合併槽] ☐ 雨水槽・湧水槽 ☐ 排水再利用配管設備 ☐ その他 ()
	ハ. 圧力タンクの有無	☐ 有 ☐ 無
	ニ. 給湯方式	☐ 局所式 ☐ 中央式
	ホ. 湯沸器	☐ 開放式燃焼器 ☐ 半密閉式燃焼器 ☐ 密閉式燃焼器 ☐ その他 ()
	イ. 指摘の内容	☐ A : 指摘なし ☐ B : 軽微な対応、経過観察 ☐ C : 要精密調査 ☐ D : 即補修、改善等を要する ☐ Da : 既存不適格
	ロ. 指摘の概要	
13. 給水設備 及び排水設備 の点検の状況 ☐ 該当なし	ハ. 既存不適格 事項の指摘 の概要	
	ニ. 改善予定の有無	☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無
	イ. 不具合	☐ 有 ☐ 無
14. 給水設備 及び排水設備の 不具合の発生 状況 ☐ 該当なし	ロ. 不具合記録	☐ 有 ☐ 無
	ハ. 改善の状況	☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし
	15. 備考	

点検結果判定概要

1. 指摘内容の 判定概要	D	D+	Dの内でも特に施設の運営、利用者の安全に大きな影響があると判断されるもの
		D	即補修、改善等を要すると判断されるもの
	C		要精密調査が必要。(目視できない隠蔽部や高所等)

D+ (建築設備)

指摘の内容

☐ 設D+該当なし

D (建築設備)

指摘の内容

☐ 設D該当なし

C (建築設備)

指摘の内容

☐ 設C該当なし

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（換気設備）

建築設備定期点検結果シート（換気設備）

（様式設5）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
1	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）					
(1) □	機械換気設備 （中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外觀	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。			
(2) ■		給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(3) □		各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視等及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。			
(4) ■		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(5) ■		風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(6) □		風道の材質	目視等又は触診により確認する。			
(7) ■		給気機又は排気機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。			
(8) □		換気扇による換気の状況	目視等により確認する。			
(9) ■		各居室の給気口及び排気口における物品の放置状況	目視等により確認する。			

■ : 劣化・損傷事項（必須）

□ : 安全等事項（任意）

（換気設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(10) □	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	給気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。 $V = 3600 \nu AC$ この式において、 V、ν、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量 (単位 m^3/h) ν 平均風速 (単位 m/s) A 給気口断面積 (単位 m^2) C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 $C = (V2) \div (V1)$ この式においてV1及びV2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V1 空気調和設備の送風空気量 (単位 m^3/h) V2 空気調和設備への取り入れ外気量 (単位 m^3/h)			
(11) ■		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。			

■ : 劣化・損傷事項 (必須)

□ : 安全等事項 (任意)

(換気設備)

番号	点検項目		点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(12) ■	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視等又は触診により確認する。			
(13) ■			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。			
(14) ■			空気調和設備の運転の状況	目視等又は触診により確認する。			
(15) □			空気ろ過器の点検口	目視等により確認する。			
(16) □			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視等により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。			
(17) □		空気調和設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。			
(18) □			各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。			
(19) □			各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。			
(20) □			各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。			
(21) □			各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。			
(22) □			各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。			
2 換気設備を設けるべき調理室等							
(1) □	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視等又は触診により確認する。				
(2) ■		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。				
(3) □		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視等により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。				

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（換気設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(4) □	自然換気設備及び機械換気設備	給気口、排気口及び排気フードの位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。			
(5) ■		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視等又は触診により確認する。			
(6) ■		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視等又は触診により確認する。			
(7) □		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。			
(8) □		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視等又は触診により確認する。			
(9) ■		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。			
(10) □	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。			
(11) □	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視等により確認する			
(12) □		換気扇による換気の状況	目視等により確認する			
(13) ■		給気機又は排気機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（換気設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(14) □	機械換気設備	機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V=3600 \nu A$ この式において、 V 、 ν 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量 (単位 m^3/h) ν 平均風速 (単位 m/s) A 開口断面積 (単位 m^2)			
3	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等					
(1) □	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視等により確認する。			
(2) ■		防火ダンパーの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(3) ■		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。			
(4) ■		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視等又は触診により確認する。			
(5) □		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視等により確認する。			
(6) ■		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視等により確認する。			
(7) □		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視等により確認する。			
(8) □		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。			
(9) ■		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（排煙設備）

建築設備定期点検結果シート（排煙設備）

（様式設5）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
1	令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第十三項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等					
(1) ■	排煙機	排煙機の 外観	排煙機の設置の 状況	目視等又は触診により確認する。		
(2) ■			排煙風道との接 続の状況	目視等により確認する。		
(3) □			煙排出口の設置 の状況	目視等により確認する。		
(4) ■			煙排出口の周囲 の状況	目視等により確認する。		
(5) □			屋外に設置され た煙排出口への 雨水等の防止措 置の状況	目視等により確認する。		
(6) ■		排煙機の 性能	排煙口の開放と の連動起動の状 況	作動の状況を確認する。		
(7) ■			作動の状況	聴診又は触診により確認する。		
(8) ■			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。		
(9) □			排煙機の排煙風量	煙排出口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、 Q、A及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 m^3/min) A 排煙出口面積 (単位 m^2) V_m 平均風速 (単位 m/s)		
(10) ■			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。		
(11) □	排煙口	の機械排煙口の設備外観	排煙口の位置	目視等により確認する。		
(12) ■			排煙口の周囲の状況	目視等により確認する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（排煙設備）

番号	点検項目		点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(13) ■	排煙口	機械排煙設備の 排煙口の外觀	排煙口の取付け の状況	目視等により確認す る。			
(14) ■			手動開放装置の 周囲の状況	目視等により確認す る。			
(15) □			手動開放装置の 操作方法の表示 の状況	目視等により確認す る。			
(16) ■		機械排煙設備の排煙口 の性能	手動開放装置に よる開放の状況	作動の状況を確認す る。			
(17) ■			排煙口の開放の 状況	目視等又は聴診によ り確認する。			
(18) □			排煙口の排煙風 量	排煙口の同一断面内 から五箇所を偏りな く抽出し、風速計を 用いて一点につき三 十秒以上継続して風 速を測定し、次の式 により排煙風量を算 出する。 Q=60AV _m この式において、 Q、A及びV _m は、そ れぞれ次の数値を表 すものとする。 Q 排煙風量 (単位 m ³ /min) A 排煙口面積 (単位 m ²) V _m 平均風速 (単位 m/s)			
(19) ■			中央管理室にお ける制御及び作 動状態の監視の 状況	中央管理室において 制御及び作動の状況 を確認する。			
(20) ■			煙感知器による 作動の状況	発煙試験器等により 作動の状況を確認す る。			
(21) ■	排煙風道	(隠蔽部分及び埋設部分を除く。) 機械排煙設備の排煙風道	排煙風道の劣化 及び損傷の状況	目視等により確認す る。			
(22) ■			排煙風道の取付 けの状況	目視等又は触診によ り確認する。			
(23) □			排煙風道の材質	目視等により確認す る。			
(24) ■			防煙壁の貫通措 置の状況	目視等により確認す る。			
(25) ■			排煙風道と可燃 物、電線等との 離隔距離及び断 熱の状況	目視等により確認す るとともに、必要に 応じて鋼製巻尺等 により測定する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（排煙設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(26) ■	排煙風道	防火ダンパーの 取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(27) ■		防火ダンパーの 作動の状況	作動の状況を確認する。			
(28) ■		防火ダンパーの 劣化及び損傷の 状況	目視等又は触診により確認する。			
(29) □		防火ダンパーの 点検口の有無及び 大きさ並びに 検査口の有無	目視等により確認する。			
(30) ■		防火ダンパーの 温度ヒューズ	目視等により確認する。			
(31) □		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。）	目視等により確認する。			
(32) □	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視等により確認する。			
(33) ■		排煙口及び給気口の周囲の状況	目視等により確認する。			
(34) ■		排煙口及び給気口の取付けの状況	目視等により確認する。			
(35) ■		手動開放装置の設置の状況	目視等により確認する。			
(36) □		手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（排煙設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(37) □	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 m^3/min) A 排煙口面積 (単位 m^2) V_m 平均風速 (単位 m/s)			
(38) ■		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。			
(39) ■		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。			
(40) ■		風特殊道（隠蔽部分を除く。）の排煙設備の給分気	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(41) □			給気風道の材質	目視等により確認する。		
(42) ■			給気風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。		
(43) ■			防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。		
(44) ■		設備特殊な構造の給気送風機の排煙	給気送風機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。		
(45) ■			給気風道との接続の状況	目視等により確認する。		
(46) ■		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。		
(47) ■			作動の状況	聴診又は触診により確認する。		
(48) ■			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（排煙設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(49) □	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 給気風量 （単位 m^3/min ） A 吸込口面積 （単位 m^2 ） V_m 平均風速 （単位 m/s ）			
(50) ■		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。			
(51) □		特殊な送風機の排煙吸込口備の	吸込口の設置位置	目視等により確認する。		
(52) ■			吸込口の周囲の状況	目視等により確認する。		
(53) □			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。		
2	令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー					
(1) ■	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。			
(2) ■		給気口の周囲の状況	目視等により確認する。			
(3) ■	加圧防排煙設備	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。			
(4) ■		排煙風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(5) □		排煙風道の材質	目視等により確認する。			
(6) ■		給気口の周囲の状況	目視等により確認する。			
(7) ■		給気口の取付けの状況	目視等により確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（排煙設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(8) ■	加圧防排煙設備	給気口の 外観	給気口の手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。		
(9) □			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。		
(10) ■		給気口の 性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。		
(11) ■			給気口の開放の状況	目視等又は聴診により確認する。		
(12) ■		給気風道 部分（隠蔽部分 及び	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(13) ■			給気風道の取付けの状況	目視等又は聴診により確認する。		
(14) □			給気風道の材質	目視等により確認する。		
(15) ■		給気送風機 の外観	給気送風機の設置の状況	目視等又は聴診により確認する。		
(16) ■			給気風道との接続の状況	目視等により確認する。		
(17) ■		給気送風機 の性能	給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。		
(18) ■			給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。		
(19) ■			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。		
(20) ■			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。		
(21) □		給気送風機 の吸込口	吸込口の設置位置	目視等により確認する。		
(22) ■			吸込口の周囲の状況	目視等により確認する。		
(23) □			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。		
(24) □		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を40cm開放し、同一断面内から9箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（排煙設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(25) □	加圧防排煙設備	空気逃し口の大きさ及び位置	目視等により確認する。			
(26) ■		空気逃し口の周囲の状況	目視等により確認する。			
(27) ■		空気逃し口の取付けの状況	目視等により確認する。			
(28) ■		空気逃し口の性能	目視等により確認する。			
(29) □		圧力調整装置の大きさ及び位置	目視等により確認する。			
(30) ■		圧力調整装置の周囲の状況	目視等により確認する。			
(31) ■		圧力調整装置の外観	目視等により確認する。			
(32) ■		圧力調整装置の性能	目視等により確認する。			
3	令第126条の2第1項に規定する居室等					
(1) ■	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。			
(2) ■		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。			
(3) ■		煙感知器による連動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。			
(4) □		可動防煙壁の材質	目視等により確認する。			
(5) ■		可動防煙壁の防煙区画	目視等により確認する。			
(6) ■		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（排煙設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
4	予備電源					
(1) ■	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。			
(2) □		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。			
(3) ■		発電機及び原動機の状況	目視等又は触診により確認する。			
(4) ■		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。			
(5) ■	自家用発電装置	始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。			
(6) ■		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。			
(7) ■		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視等により確認する。			
(8) ■		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。			
(9) ■		自家用発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(10) ■		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。			
(11) ■		接地線の接続の状況	目視等により確認する。			
(12) □		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。			
(13) ■		電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。			
(14) ■		始動の状況	作動の状況を確認する。			
(15) ■		運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。			
(16) ■		排気の状況	目視等により確認する。			
(17) ■		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（排煙設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(18) ■	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視等又は触診により確認する。		
(19) ■			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。		
(20) ■			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。		
(21) ■			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。		
(22) ■			給気部及び排気管の取付けの状況	目視等により確認する。		
(23) ■			Vベルト	目視等又は触診により確認する。		
(24) ■			接地線の接続の状況	目視等により確認する。		
(25) □			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。		
(26) ■		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（非常用照明装置）

建築設備定期点検結果シート（非常用照明装置）

（様式設5）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
1	照明器具					
(1) ■	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視等により確認する。			
(2) ■		照明器具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。			
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1) ■	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	作動の状況及び点灯時間を確認する。ただし、自動検査機能を有するものにあつては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することで足りる。			
(2) □	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。ただし、自動検査機能を有し、非常時のみLEDランプが点灯するものにあつては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することで足りる。			
(3) ■		照明の妨げとなる物品の放置状況	目視等により確認する。			
(4) □	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視等により確認する。			
(5) ■	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視等又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。			
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1) □	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視等により確認する。			
(2) □		電気回路の接続の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。			
(3) □		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	目視等により確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（非常用照明装置）

番号	点検項目		点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(4) □	配線		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視等により確認する。			
(5) ■	切替回路		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。			
(6) ■			蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。			
4 電池内蔵形の蓄電池							
(1) ■	配線及び充電ランプ		充電ランプの点灯の状況	目視等により確認する。			
(2) □			誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視等により確認する。			
5 電源別置形の蓄電池							
(1) ■	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。			
(2) ■			蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する。			
(3) ■			蓄電池の設置の状況	目視等又は触診により確認する。			
(4) ■		蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する。			
(5) ■			電解液比重	比重計により測定する。			
(6) ■			電解液の温度	温度計により測定する。			
(7) ■		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。			
(8) ■			キュービクルの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（非常用照明装置）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
6	自家用発電装置					
(1) ■	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。			
(2) □		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。			
(3) ■		発電機及び原動機の状況	目視等又は触診により確認する。			
(4) ■		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。			
(5) ■		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。			
(6) ■		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに蓄電池電圧を電圧計により測定する。			
(7) ■		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視等により確認する。			
(8) ■		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。			
(9) ■		自家用発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(10) ■		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。			
(11) ■		接地線の接続の状況	目視等により確認する。			
(12) □		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。			
(13) ■	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。			
(14) ■		始動の状況	作動の状況を確認する。			
(15) ■		運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。			
(16) ■		排気の状況	目視等により確認する。			
(17) ■		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（給排水設備）

建築設備定期点検結果シート（給排水設備）

（様式設 5）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
1	飲料用の配管設備及び排水設備					
(1) □	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の取付けの状況	目視等により確認する。			
(2) ■		配管の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。			
(3) □		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視等により確認する。			
(4) □		継手類の取付けの状況	目視等により確認する。			
(5) □		保温措置の状況	目視等により確認する。			
(6) □		防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。			
(7) □		配管の支持金物	目視等により確認する。			
(8) □		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視等により確認する。			
(9) □		止水弁の設置の状況	目視等により確認する。			
(10) □		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視等により確認する。			
(11) □		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視等により確認する。			
2	飲料水の配管設備					
(1) □	と飲料用の給水タンク並びに給水及びポンプタンク（以下「給水タンク等」）	給水タンク等の設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。			
(2) □		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視等により確認する。			
(3) ■		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。			
(4) □		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。			
(5) ■		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。			
(6) □		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(7) ■		給水タンク等の内部の状況	目視等により確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（給排水設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(8) ■	給湯設備 （循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(9) ■		ガス湯沸器の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(10) ■		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。			
3	排水設備					
(1) □	排水槽	排水槽のマンホール大きさ	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。			
(2) □		排水槽の通気の状況	目視等により確認する。			
(3) ■		排水漏れの状況	目視等により確認する。			
(4) ■		排水ポンプの設置の状況	目視等により確認する。			
(5) ■		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。			
(6) □		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。			
(7) □	（排水水道利用配管設備）	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。			
(8) ■		雑用水給水栓の表示の状況	目視等により確認する。			
(9) □		配管の標識等	目視等により確認する。			
(10) ■		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視等により確認する。			
(11) ■		消毒装置	目視等により確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（給排水設備）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(12) ■	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視等により確認する。		
(13) □		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。		
(14) □		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。		
(15) □		排水管	公共下水道等への接続の状況	目視等により確認する。		
(16) □			雨水排水立て管の接続の状況	目視等により確認する。		
(17) ■			排水の状況	目視等により確認する。		
(18) □			掃除口の取付けの状況	目視等により確認する。		
(19) □			雨水系統との接続の状況	目視等により確認する。		
(20) ■			間接排水の状況	目視等により確認する。		
(21) □		通気管	通気開口部の状況	目視等により確認する。		
(22) ■			通気管の状況	目視等又は嗅診により確認する。		

防火設備定期点検結果報告書

台 帳 番 号		※管理番号	
施 設 所 在 地			
施 設 名 称			
建 物 名 称			

所有者（施設所管部署）			
施設管理者（指定管理者）			
点 検 年 月 日	令和	年	月 日

※備考

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物の防火設備について
点検した結果は次のとおりです。

この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

所有者又は施設管理者

様

代表となる点検者

勤務先	
所在地	
氏 名	
資 格	
番 号	

防火設備定期点検結果報告書

台帳番号		※管理番号	
施設所在地			
施設名称			
建物名称			

所有者（施設所管部署）			
施設管理者（指定管理者）			
点検年月日	令和	年	月 日

※備考

建築基準法第12条第4項の規定により上記建築物の防火設備について
点検した結果は次のとおりです。

この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

所有者又は施設管理者

様

代表となる点検者

氏名	
資格	
番号	

防火設備に関する事項

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】	地上	階	地下	階
【ロ. 建築面積】			m ²	
【ハ. 延べ面積】			m ²	

【2. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐ 区画避難安全検証法(	階)
☐ 階避難安全検証法(	階)
☐ 全館避難安全検証法	
☐ その他	☐ 無

【ロ. 防火設備】

☐ 防火扉 (常時開放式) (	枚)
☐ 防火扉 (常時閉鎖式) (	枚)
☐ 防火シャッター(	枚)
☐ 耐火クロススクリーン(	枚)
☐ その他(	台)
☐ ドレンチャー(	台)
☐ 無	

【3. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり(☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無

【4. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】	☐ 有	☐ 無
【ロ. 不具合記録】	☐ 有	☐ 無
【ハ. 改善の状況】	☐ 実施済	☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定)
	☐ 予定なし	

【5 備考】

防火設備の点検等の概要

1. 建築物の概要	イ. 階数	地上 階		地下 階		
	ロ. 建築面積	㎡				
	ハ. 延べ面積	㎡				
2. 点検日等	イ. 今回の点検	令和 年 月 日実施				
	ロ. 前回の点検	☐ 実施(令和 年 月 日点検) ☐ 未実施				
	ハ. 前回の点検に関する書類の写し	☐ 有 ☐ 無				
3. 防火設備の概要	イ. 避難安全検証法等の適用	☐ 区画避難安全検証法(階) ☐ 階避難安全検証法(階) ☐ 全館避難安全検証法 ☐ その他 ☐ 無				
	ロ. 防火設備	☐ 防火扉(常時開放式)(枚) ☐ 防火扉(常時閉鎖式)(枚) ☐ 防火シャッター(枚) ☐ 耐火クロススクリーン(枚) ☐ ドレンチャ(台) ☐ その他(台) ☐ 無				
4. 防火設備点検の状況	イ. 指摘の内容	☐ A: 指摘なし ☐ B: 軽微な対応、経過観察 ☐ C: 要精密調査 ☐ D: 即補修、改善等を要する ☐ Da: 既存不適格				
	ロ. 指摘の概要					
	ハ. 既存不適格事項の指摘の概要					
	ニ. 改善予定の有無	☐ 有(令和 年 月に改善予定) ☐ 無				
5. 防火設備の不具合の発生状況	イ. 不具合	☐ 有 ☐ 無				
	ロ. 不具合記録	☐ 有 ☐ 無				
	ハ. 改善の状況	☐ 実施済 ☐ 改善予定(令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし				
6. 備考						

点検結果判定概要

1 指摘内容の 判定概要	D	D+	Dの内でも特に施設の運営、利用者の安全に大きな影響があると判断されるもの
		D	即補修、改善等を要すると判断されるもの
	C		要精密調査が必要。(目視できない隠蔽部や高所等)

D+ (防火設備)

指摘の内容

☐ 防D+該当なし

D (防火設備)

指摘の内容

☐ 防D該当なし

C (防火設備)

指摘の内容

☐ 防C該当なし

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（防火扉）

防火設備定期点検結果シート（防火扉）

（様式防5）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(1) ■	防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。			
(2) ■		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。			
(3) ■		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。			
(4) ■		常時（以下「常時閉鎖した状態にある」という。） 防火扉の固定の状況	目視等により確認する。			
(5) ■		防火扉の通行の用に供する部分に設ける 作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、各階の主要な常閉防火扉について、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。			
(6) ■	連動機構	煙感知器、 熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。		
(7) ■		感知の状況	(17)の項又は(18)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することと足りる。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（防火扉）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(8) ■	連動機構	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視等により確認する。		
(9) ■		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。		
(10) ■			結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。		
(11) ■			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。		
(12) ■			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。		
(13) ■		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(14) ■			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。		
(15) ■		自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。		
(16) ■			再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。		
(17) ■	総合的な作動の状況	防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉（常閉防火扉及び（18）の項の点検が行われるものを除く。以下この（17）の項において同じ。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。			
(18) ■		防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉（常閉防火扉を除く。以下この（18）の項において同じ。）の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（防火シャッター）

防火設備定期点検結果シート（防火シャッター）

（様式防5）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(1) ■	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。		
(2) ■		点駆動に装つては、（2）の常項から開閉するものまでの限	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視等、聴診又は触診により確認する。		
(3) ■			スプロケットの設置の状況	目視等により確認する。		
(4) ■			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。		
(5) ■			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。		
(6) ■		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視等により確認する。		
(7) ■			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視等又は触診により確認する。		
(8) ■		ケース	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(9) ■		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(10) ■		設け防止装置（人の通行に係るものに供する部分に限る。）	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視等により確認する。		
(11) ■			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(12) ■			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。		
(13) ■			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視等により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（防火シャッター）

番号	点検項目		点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(14) ■	防火シャッター	危害 る防止装置（人の 防火シャッターの 通行の用に供する ものに係る部分に 設置）	作動の状況	防火シャッターの開 鎖時間をストップ ウォッチ等により測 定し、シャッター カーテンの質量によ り運動エネルギーを 確認するとともに 、座板感知部の作 動により防火シャッ ターの降下を停止さ せ、その停止距離を 鋼製巻尺等により測 定する。また、その 作動を解除し、防火 シャッターが再降下 することを確認する。			
(15) ■		煙感知器、	設置位置	目視等により確認す るとともに、必要に 応じて鋼製巻尺等に より測定する。			
(16) ■	連動機 構	熱煙複合式感知器 及び熱感知器	感知の状況	(26)の項又は(27)の 項の点検が行われる ものの以外のもを対 象として、加煙試験 器、加熱試験器等に より感知の状況を確認する。ただし、前 回の検査以降に同等 の方法で実施した検 査の記録がある場合 にあっては、当該記 録により確認すること で足りる。			
(17) ■		温度 ヒューズ装置	設置の状況	目視等により確認す る。			
(18) ■		連動制 御器	スイッチ類及び 表示灯の状況	目視等により確認す る。			
(19) ■			結線接続の状況	目視等又は触診によ り確認する。			
(20) ■			接地の状況	回路計、ドライバー 等により確認する。			
(21) ■			予備電源への切り 替えの状況	常用電源を遮断し、 作動の状況を確認す る。			
(22) ■		連動機 構用予 備電	劣化及び損傷の 状況	目視等により確認す る。			
(23) ■			容量の状況	予備電源試験スイッ チ等を操作し、目視 等により確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（防火シャッター）

番号	点検項目		点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(24) ■	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。			
(25) ■		手動閉鎖装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。			
(26) ■	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター（（27）の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替え た状態で作動の状況を確認する。			
(27) ■			防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（耐火クロススクリーン）

防火設備定期点検結果シート（耐火クロススクリーン）

（様式防5）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(1) ■	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。		
(2) ■		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。		
(3) ■		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視等により確認する。		
(4) ■			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視等又は触診により確認する。		
(5) ■		ケース	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(6) ■		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(7) ■		危害防止装置（人の通行の用に供する部分に限る。）	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視等により確認する。		
(8) ■			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(9) ■			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。		
(10) ■			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視等により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（耐火クロススクリーン）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(11) ■	耐火クロススクリーン	危害防止装置（人の通行の用に供する部分に設ける耐火クロススクリーンに係るものに限る。）	作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。		
			ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、ブッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。			
(12) ■	連動機構	煙感知器	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。		
(13) ■		熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(22)の項又は(23)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。		
(14) ■		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。		
(15) ■			結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。		
(16) ■			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。		
(17) ■			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（耐火クロススクリーン）

番号	点検項目		点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(18) ■	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。			
(19) ■			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。			
(20) ■		自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。			
(21) ■		手動閉鎖装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。			
(22) ■	総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン（(23)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。			
(23) ■			防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（ドレンチャー等）

建築設備定期点検結果シート（給排水設備）

（様式防5）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(1) ■	ドレンチャー等	設置場所の 周囲状況	作動の障害となる 物品の放置並びに 照明器具及び懸垂物 等の状況 目視等により確認する。			
(2) ■		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の 状況 目視等により確認する。			
(3) ■		開閉弁	開閉弁の状況 目視等により確認する。			
(4) ■		排水設備	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水 することができる場合 にあっては、放水し、 排水の状況を目視等 により確認する。 ロ 放水区域に放水 することができない 場合にあっては、放水 せず、排水口のつまり 等を目視等により 確認する。			
(5) ■		水源	貯水槽の劣化及び 損傷、水質並びに 水量の状況 目視等により確認する。			
(6) ■			給水装置の状況 目視等により確認する。			
(7) ■		加圧送水装置	ポンプ制御盤の スイッチ類及び表示 灯の状況 目視等又は作動の 状況により確認する。			
(8) ■			結線接続の状況 目視等又は触診により 確認する。			
(9) ■			接地の状況 回路計、ドライバー 等により確認する。			
(10) ■			ポンプ及び電動機 の状況 目視等又は触診により 確認する。			
(11) ■			加圧送水装置用 予備電源への切り 替えの状況 常用電源を遮断し、 作動の状況を確認 する。			

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（ドレンチャー等）

番号	点検項目	点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(12) ■	ドレン チャー 等	加圧送水装置	加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(13) ■			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。		
(14) ■			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視等又は作動の状況により確認する。		
(15) ■	運動機構	煙（火）感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。		
(16) ■			感知の状況	(25)の項又は(26)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。		
(17) ■		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。		
(18) ■			結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。		
(19) ■			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。		
(20) ■			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。		
(21) ■		運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。		
(22) ■			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。		

■：劣化・損傷事項（必須）

□：安全等事項（任意）

（ドレンチャー等）

番号	点検項目		点検事項	点検方法	判定	補修・改善等を要する場所・内容等 指摘事項がある場所・内容等	写真 番号
(23) ■	連動機構	自動作動装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。			
(24) ■		手動作動装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。			
(25) ■	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等（(26)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。 ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法			
(26) ■			防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、（25）の項（点検方法）欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。			

関係写真

写真 番号		部 位	番 号	点検項目	判定	
写真貼付				特記事項		

写真 番号		部 位	番 号	点検項目	判定	
写真貼付				特記事項		

〈重要〉

- ① この様式は別記様式5の点検結果にて「B」、「C」、「D」、「D+」、「Da」と判定した項目、および点検項目ではないが支障があると判断した項目について作成する。
- ② 「写真番号」は別添図面に記載する写真番号と対応した番号を記入する。
- ③ ”部位”欄の「番号」、「点検項目」、「判定」は、それぞれ別記様式5の項目に対応したものを記入する。
※点検項目ではない場合には上記項目は「－」とする。
- ④ 写真は当該部位の状況が確認できるように撮影したものとする。
複数箇所ある場合には、代表して1箇所を抜粋する。